

千葉市半壊住家特別支援金の支給について

千葉市では、令和8年8月千葉豪雨および令和8年台風第25号等の一連の災害により被災された方のうち、被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊世帯等に対し、本市独自の支援金を支給しますので、お知らせします。

1 名称

千葉市半壊住家特別支援金

2 対象者

- (1) 解体を伴わない半壊世帯
- (2) 被災者生活再建支援制度の加算支援金の対象とならない中規模半壊世帯
※補修等の再建をしない場合や公営住宅へ引っ越した場合など

3 支給額

10万円／世帯

4 申請受付について

(1) 申請方法

市から本支援金の対象となる可能性がある世帯に対して、申請書類一式を10月中旬以降、順次郵送します。

申請書に必要な書類を添付のうえ、同封する返信用封筒で、千葉市役所保健福祉局健康福祉部地域福祉課までご返送ください。

※申請書類一式を郵送する「本支援金の対象となる可能性がある世帯」は、半壊および中規模半壊世帯です。なお、半壊で住家を解体する世帯や、中規模半壊で補修をする世帯等は、被災者生活再建支援制度の対象となるため、本支援金の対象外となりますが、市ではその状況を把握できないことから、これらの世帯にも申請書類を送付します。

(2) 申請期限

令和9年10月12日（火）

(3) 支援金の振込み

申請書類等の確認終了後から指定口座への振り込みまでは概ね2カ月程度を見込んでいます。

5 市ホームページ

【URL】<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/chiiikifukushi/hankaijyukatokubetushien.html>



＜参考＞被災者生活再建支援制度

（１）支援の内容

令和８年８月千葉豪雨および令和８年台風第２５号による災害で、全壊、大規模半壊、中規模半壊等の被害があった世帯に対し、被災者からの申請に基づき支援金が支給されます。

（２）支援金の額

基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給

加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給

いずれの支援金も単身世帯は４分の３の額の支給となります。

＜基礎支援金＞

全壊	半壊等解体 (※１)	大規模半壊
100 万円	100 万円	50 万円

＜加算支援金(※２)＞

建設・購入	補修	賃借 (公営住宅除く)
200 万円 (100 万円)	100 万円 (50 万円)	50 万円 (25 万円)

※１ 住宅のすべての解体を行わない中規模半壊世帯は、基礎支援金の対象外

※２ 住宅のすべての解体を行わない中規模半壊世帯の加算支援金は（ ）の金額

（３）申請受付について

ア 申請期間

基礎支援金 災害のあった日から１３カ月の間

加算支援金 災害のあった日から３７カ月の間

イ 申請方法

市から本制度の支援対象の可能性のある世帯に対して、申請書類一式を９月下旬から順次郵送しています。罹災証明書等の必要書類を添付のうえ、申請書に同封する返信用封筒で、千葉市役所保健福祉局健康福祉部地域福祉課までご郵送ください。

ウ 支援金の振り込み

市が申請をとりまとめ、支援法人である都道府県センターに送付します。都道府県センターによる審査の上、同センターから申請のあった被災世帯の指定口座に直接お振り込みします。